



鏡支所だより

—第158号—

発行日 令和2年6月1日

発刊 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き(4月末現在)

		()は前月比
【世帯数】	5,981	世帯 (26)
【人口数】	14,391	人 (▲5)
	男 6,714	人 (▲6)
	女 7,677	人 (1)

梅雨時期の長雨と集中豪雨に注意！

【避難所】

鏡コミュニティセンター

住所：八代市鏡町内田1339番地1

6月になり、梅雨の時期を迎えます。また、台風や大雨が心配される季節になります。

集中豪雨や台風への備えを万全に準備するとともに、危険な行動は絶対にしないようにしてください。

すが③ まが② す①
 る溢排 す発床 る川
 これ水。生上 この
 とて溝 すや と水
 が、や る床 がが
 あ道下 こ下 あ増
 り路水 とへ りえ、
 まが管 がの ま、
 す冠で あ浸 す。氾
 。水水 り水 濫

集
 ど起中
 うこ豪
 なる雨
 のか？



夏へしで③ とと② 終と①
 ご特で、大 きき台 わき前 集
 ろにい次気 や風 りへ線 し中
 ー、る々の 台が ご特が や豪
 陽とと状 風近 ろに停 す雨
 射き雷態 がづ ー、滞 いが
 し雲が 上い 梅し と発
 のが不 陸て 雨て き生
 強 発安 しい 期い
 い 生定 たる のる

日頃の備え

- ・気象台が発表する大雨警報や台風などの情報に注意しましょう。
- ・地域の危険箇所(過去浸水した場所など)や避難経路を事前に把握確認しておきましょう。

避難について

- ・強い風雨や浸水がある中、避難は危険です。一般的に歩行可能な水深は女性で50cm程度です。
- ・避難する時は、ご近所で声をかけあい足元にも注意しましょう。

危険な行動

- 雨や風が強い中では、以下の行動は大変危険です。絶対にやめましょう！
- ・田畑の様子を見に行く
 - ・屋根の上って作業する
 - ・川や海の様子を見に行く

※新型コロナウイルス感染症対策による避難所での対応については広報やつしろ6月号をご覧ください。

問合せ 危機管理課 ☎33-4112
 鏡支所地域振興課 ☎52-2131

金婚夫婦を表彰します

●対象

- 昭和45年1月1日～昭和45年12月31日までに結婚又は入籍されたご夫婦
- 昭和44年以前に結婚又は入籍をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

●申込締切

6月30日(火)

●申込場所

長寿支援課地域支援係(仮設庁舎西棟1階)、各支所内健康福祉地域事務所、各校区コミュニティセンターの窓口

●申込方法

申込場所に設置してある申込用紙に記入し提出してください。



問合せ 長寿支援課 ☎33-4436



歯と口の健康週間



6月4日～6月10日

「咲かそうよ 笑顔の花を 歯みがきで」
(令和2年度歯と口の健康週間標語)

- ・食べたら歯を丁寧に磨きましょう。
- ・フッ化物利用で歯質を強化しましょう。
- ・歯間部清掃用器具（デンタルフロス、歯間ブラシ）を積極的に使用しましょう。
- ・かかりつけ歯科医をもち、定期歯科健診や歯石除去、歯面清掃等の予防処置を受けましょう。
- ・しっかりと噛み、ゆっくり食べて肥満や生活習慣病の予防に努めましょう。

歯と口の健康週間にあわせて5月30日（土）に開催を予定しておりましたが、「やつしろ歯の祭典」は、新型コロナウイルス感染防止を考慮し中止となりました。

問合せ 八代市鏡保健センター ☎52-5277
八代市保健センター ☎32-7200

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

熊本県内において、新型コロナウイルス感染症の感染例が報告されています。

感染された方やご家族、職場の方や知人の方等の接触された方、その他の関係者の方々に対し、不当な扱いや嫌がらせ、いじめ、SNSなどでの誹謗・中傷などをしないようお願いします。

また、正しい情報に基づいた判断、行動をするように心がけましょう。

※八代市・熊本県・厚生労働省・首相官邸のホームページなどで、新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時更新していますのでご確認ください。

問合せ 人権政策課 ☎30-1701

不法投棄は犯罪です

【不法投棄とは】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では『何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない』と定めており、これに反して、廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

不法投棄に対する罰則は、厳しく定められています。

○罰則

(個人)5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方の刑
(法人)3億円以下の罰金

◎自分の所有地・管理地にごみや廃棄物が不法投棄され、それを投棄した者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者が自らの責任においてごみ等を処理しなければなりません。

土地の所有者・管理者におかれましては、みだりにごみや廃棄物が捨てられないよう適正な管理をお願いします。



問合せ 鏡支所市民環境課 ☎52-1116

八代市では、『八代市環境美化の推進に関する条例』において、土地の所有者等は、①適切な管理のもとに環境美化に努めなければならないこと、②雑草が繁茂した場合、刈り取りなどの必要な措置を講じなければならないことを定めており、基本的には、土地所有者が、近隣の迷惑にならないように、適宜、雑草等の刈り取りなどを行わなければならないことになっています。
雑草等の生い茂りを放置しておけば、害虫の発生、不法投棄や火災の誘発、車両等の通行の妨げによる交通事故発生等の要因となることも考えられますので、定期的な雑草等の刈り取りを含め、私有地の適正な管理をお願いします。

私有地の雑草等の刈り取りについて



人(ひと)は等(ひと)しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～